

冷静かつ適切な指示対応を

3

不審な粉が入った封筒を開封してしまった、
または不審な粉を浴びてしまったとの通報に対して

別の部屋へ移動して、すぐ警察へ!



- 粉を掃除しないこと、粉を何かで覆うことを指示。
- 部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示。
- 部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示。
- 汚染拡散を防止するため、すぐに手を石鹼と水で洗うことを指示。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示。
- 汚染された衣服を脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れるよう指示。
- 自宅であれば、石鹼と湯でシャワーを浴びるよう指示。その後、別の部屋での待機を指示。

- 職場、公共場所等であった場合は、別の部屋あるいは区域での待機を指示。
- 警察に連絡済みかを確認し、まだあれば、連絡すること。職場等の場合は建物の警備係か管理者等への連絡も要請する。
- 現場では、当該者の健康状況を確認するとともに、以後のフォローのため当該者のリストを作成し、都道府県等衛生部局、地方衛生研究所等に正確な情報を提供すること。
- 警察、消防等の関係機関と連携の上、建物の閉鎖、消毒等について適切な対応を実施すること。小規模な場合は、次亜塩素酸塩で汚染箇所を拭き取るなどの処理を実施することとなるが、詳細については、本紙裏面に示す。

すぐに医療機関への受診を勧めるべきか？

- 粉末が何であるのかの分析が先決である。それ以前にあちこち動き回ることで、万一の場合、汚染を拡大する危険性がある。従って、粉末の検鏡等^{*}の結果が判明する前に自己判断で慌てて受診する必要はないことを伝える。もちろん検査の結果は速やかに当該者及び関係機関に連絡する。万一、陽性の場合は当該者に適切な医療機関を紹介し、受診を勧めるとともに、関係機関とその後の対応について協議すること。
- 連絡してきた段階で、明らかな症状が出ている場合には、受診を勧めるとともに、必要に応じて、消防に通報して救急車を要請することを勧める。

*検鏡等とは、各種染色（グラム、ギムザ、莢膜・芽胞）による検鏡及びPCRを指します。